

津波発生時における緊急避難施設としての  
使用に関する協定書

令和4年5月26日

鈴 鹿 市

清水清三郎商店株式会社



## 津波発生時における緊急避難施設としての使用に関する協定書

津波発生時における緊急避難施設としての使用に関し、鈴鹿市（以下「市」という。）と清水清三郎商店株式会社（以下「清水清三郎商店」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

**第1条** この協定は、鈴鹿市に津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における緊急避難施設（以下「津波避難施設」という。）として、清水清三郎商店が所有し、管理する施設を使用することについての必要な事項を定めるものとする。

### （津波避難施設の使用）

**第2条** 清水清三郎商店は、次に掲げる施設（以下「当該施設」という。）を津波避難施設として、住民等に使用させるものとする。

名称	清水清三郎商店株式会社 事務棟	
所在地	三重県鈴鹿市若松東三丁目9番33号	
用途・構造	事務所	鉄筋コンクリート造
規模	地上3階（地下 階） 延べ面積 815.311㎡	
建築年次	令和4年2月	
避難場所としての使用部分	屋上 165.71㎡	
	地表面からの高さ	屋上 8.5m
収容人員	165人（1㎡/人）	

- 伊勢・三河湾に津波警報又は大津波警報が発表された場合、外部から直接、安全かつ円滑に避難できるよう、清水清三郎商店は、ただちに当該施設内の避難場所及びその避難経路を住民等に開放し、使用させるものとする。
- 当該施設が、鈴鹿市津波避難施設整備事業補助金の交付を受けた場合は、

当該協定の締結の日より10年以上津波避難施設として使用するものとし、その期間において、善良な管理者の注意をもって津波避難施設としての機能を維持し、避難を妨げるような改造、運用等をしないものとする。

#### (施設変更の報告)

**第3条** 清水清三郎商店は、増改築等により、当該施設の面積等に変更が生じる場合、又は、何らかの事情により津波避難施設としての使用が不可能となるときには、市に報告するものとする。

#### (使用期間・使用料)

**第4条** 当該施設の使用期間は、伊勢・三河湾に津波警報又は大津波警報が発表された時から、津波による浸水が解消し、警報の解除等により津波のおそれがなくなったときまでとし、清水清三郎商店は、使用期間において、当該施設内の避難場所及びその避難経路を無償で使用させるものとする。

#### (施設・備品の破損時の対応)

**第5条** 当該施設が津波避難施設として使用された場合の施設及び備品の破損については、市が復旧に係る費用を負担するものとする。ただし、地震、津波等の災害により損傷した箇所については、この限りではない。

#### (避難時の事故に係る責任)

**第6条** 清水清三郎商店は、当該施設に住民等が避難した際に発生した事故及び使用施設の解錠処置が不可能であった際に発生した事故に対する責任を一切負わないものとする。

#### (有効期間)

**第7条** この協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の1か月前までに、市又は清水清三郎商店いずれかから申し出がない場合は、この協定は期間満了の日の翌日から更に1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

#### (津波避難施設の公開)

**第8条** 市は、当該施設を津波避難施設として市民に周知するものとする。また、清水清三郎商店は、市及び住民等が実施する津波避難訓練等において、当該施設内の避難場所の使用に関し協力を惜しまないものとする。

(協議事項)

**第9条** この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、市及び清水清三郎商店が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、市及び清水清三郎商店が記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年5月26日

三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号  
鈴鹿市  
鈴鹿市長 末松 則子

三重県鈴鹿市若松東三丁目9番33号  
清水清三郎商店株式会社  
代表取締役 清水 慎一郎



平成 17 年 3 月 防災のための図記号に関する調査検討委員会（総務省消防庁）  
により作成された「津波避難ビル」の図記号